

事業者の皆様

建設業法施行令の一部改正に伴う関係要領等の改正について

建設業法施行令の一部が改正され令和5年1月1日から施行されることに伴って、次の要領等を一部改正しましたのでお知らせします。

- 1 旭川市建設工事等共同企業体運用基準
- 2 旭川市建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領
- 3 現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準

（参考）

1 改正後の建設業法施行令の内容

- (1) 特定建設業の許可，監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について，4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）から4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げ。
- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について，3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）から4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げ。
- (3) 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について，3500万円から4000万円に引き上げ。

2 旭川市関係要領等の改正の内容

- (1) 旭川市建設工事等共同企業体運用基準  
旭川市建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領  
旭川市施工体制点検・確認要領  
→ 改正後の建設業法施行令の内容が反映されるよう改正する。
- (2) 現場代理人，主任技術者等の配置に関する運用基準  
→ 現場代理人の兼務を認める工事の金額要件を改正後の建設業法施行令の主任技術者等の専任を要する請負代金額の下限と同様となるよう改正する。